



東日本大震災に関連した税（国税）の取扱い

被災された方向けの税の取扱い

東日本大震災に関連した4月1日現在の税（国税）の取扱いのうち、被災された方向けに、主なものをピックアップして、お届けいたします。

申告・納付等の期限延長

次の地域の納税者は、3月11日以後に到来する国税に関する申告・納付等の期限延長措置がとられています。いつまで延長するか、4月1日現在公表されていませんが、当面は延長措置がとられるものと思います。

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

その他の地域であっても、今回の地震の影響により申告・納付等ができない場合には、同様の期限延長が認められています。この場合には、状況が落ち着いた後に、最寄りの税務署へ相談の上、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を添えて申告・納付等を行うこととなります。

災害により滅失・損壊した資産等や復旧費用の処理

法人で次のような損失又は費用が生じたときには、損金となります。個人事業者も同様です。（法法 22③、所法 37①、51①）

- ・商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失の額
- ・損壊した資産の取壊し又は除去のための費用の額
- ・土砂その他の障害物の除去のための費用の額

法人が被災した固定資産（被災資産）について、修繕等を行う場合には、通常のとおりとは異なり、次の取扱いになります。個人事業者も同様です。（法基通 7-8-6、所基通 37-11、37-12 の 2、37-14 の 2）

- ① 原状を回復するための費用は、修繕費です。
- ② 被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用を修繕費として経理したときは、修繕費となります。
- ③ 上記①又は②以外に支出する費用のうち資本的支出か修繕費か明らかでない場合に、その金額の 30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしたときは、この処理が認められます。

なお、法人が災害により被害を受けた製造設備に対して支出する修繕費用等について、企業会計上、適正な原価計算に基づいて原価外処理（費用処理）をしているときは、税務上もこの処理が認められます。

従業員等に支給する災害見舞金

法人が災害により被災した従業員（専属下請従業員等を含む）やその親族等に対して、一定の基準に沿った災害見舞金を支給する場合には、福利厚生費として損金となります。個人事業者も同様です。（措通（法）61 の 4(1)-10(2)、61 の 4(1)-18(4)）